

文教福祉委員会 委員長報告

令和5年3月22日

文教福祉委員長報告を行います。

去る3月1日に開議された本会議において、本委員会に付託された「議第40号 安来市和鋼博物館条例の一部を改正する条例制定について」「議第41号 安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」「議第42号 安来市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」「議第43号 安来市子ども・子育て推進会議条例の一部を改正する条例制定について」「議第44号 安来市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」「議第45号 安来市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」「議第58号 指定管理者の指定について」「議第59号 指定管理者の指定について」「議第60号 指定管理者の指定の議決の一部変更について」「議第61号 指定管理者の指定について」の10件について、8日に審査を行いましたので、その結果と経過について報告いたします。

まず審査の結果については、10件ともに全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、審査の経過について主なものを申し上げます。

「議第40号」について、委員の「文化協会との事務所使用に関する条件は決まっているか」との質問に対し、執行部からは「現在協定の締結に向けて最終調整に入っている。基本的には、現在観光交流プラザを利用されている条件とほぼ同じ内容で、移転していただく。具体的には、事務所の使用料は免除、ただし光熱水費の使用料は、今までと同額の1,500円を毎月いただく。また体験、市民ギャラリーについては、95日間、優先的に使用できるということで調整をしている」と答弁がありました。

「議第41号」について、委員の「懲戒に関する権限の濫用禁止が削除になった理由を伺う」という質問に対し執行部より「民法で親権者の子に対する懲戒権の規定が削除された。懲罰を与えるということが、児童虐待の理由につながるためである。児童福祉法もこの項目をすべて削除するため、懲戒権の濫用に関する規定については、どの法令についても削除されることとなった」との答弁がありました。

「議第44号」について、委員の「国が児童福祉法に安全計画、業務継続計画を盛り込んだその背景と、それらに係る予算はどれくらい増額されるか」という質問に対し執行部より「背景としては、様々な事案が発生していることに対する対策強化という意味である。放課後児童クラブのみならず児童福祉施設全般、保育所等も含めて全体の措置である。予算については、今後放課後児童クラブの委託料等に盛り込まれると考えるが、現段階で令和5年度の項目には特段盛り込まれていない」との答弁がありました。さらに委員の「訓練と研修について定期的な回数と、どのような訓練をされるのか伺う」との質問に対し執行部より「今、国の方から計画の雛形が示されているというところである。教育委員会としてサポートしながら、まずその雛形に基づき各クラブで策定していただき、その後、実働として取り組んでいく体制などをお願いしていく」との答弁がありました。

以上、文教福祉委員長報告といたします。